

不利益処分の処分基準 個票

部課等名 教育推進部青少年課

番号 3

不利益処分の内容	茅ヶ崎市児童クラブの指定管理者の指定の取消及び管理運営業務の一部又は全部の停止
根拠法令及び条項	地方自治法第244条の2第11項
関係条項	地方自治法第244条第2項及び第3項
処 分 基 準 (未設定の場合は その理由)	<p style="margin: 0;">① 茅ヶ崎市が指定管理者に対して児童クラブの管理運営の適正を期するためにする指示に従わないとき。</p> <p style="margin: 0;">② 対象児童の入所の承認について正当な理由がないにもかかわらず承認しなかったとき。</p> <p style="margin: 0;">③ 入所している児童に対して不当な差別的扱いをしたとき。</p> <p style="margin: 0;">④ その他児童クラブの適正な管理運営に重大な支障が生じる又は生じるおそれがあるとき。</p>
参考事項	協定書抜粋 第21条（指定の取消し等）委託者は、受託者が第16条第1項の指示及び第17条の改善指示に従わないとき、その他受託者による管理運営業務を継続することができないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。
設定等年月日	平成16年4月1日設定（令和5年4月1日最終変更）